

埼玉県立志木高等学校 部活動に係る活動方針

平成31年 3月15日 策定

◆活動の基本方針

- 生涯を通じて、心身の健康を保持・増進し、スポーツや文化・科学等に親しむ豊かな心を育み、教育活動における学習と部活動を両立したバランスのとれた学校生活を目指します。
- 本校の目指す学校像である「志木高スピリット（立志・言志・続志）」を踏まえ、生徒の自主性・協調性・責任感・連帯感の育成を目指します。

活動の基本方針に
基づく取り組み

◆指導体制の整備について

- 各部顧問は年間活動計画及び月間活動計画を作成し、管理職に提出します。
- 年間活動計画表及び月間活動計画表を、生徒・保護者に配付します。
- 各部顧問を複数配置することで、教員間の情報共有を図り、負担の軽減を図ります。
- 専門的指導者がいない部活動に関しては、外部指導者の活用を図ります。
- 管理職による部活動の観察や部活動顧問との面談を定期的に行います。

◆具体的な活動の進め方について

- 事故を未然に防ぐため、施設・設備の点検を定期的に行います。
- 体罰関連等のガイドラインに基づき、体罰・ハラスメント等の根絶を徹底します。
- 無理のない安全な練習メニューを提示するなど安全配慮義務を徹底し、顧問・生徒に、救急救命講習会への参加をすすめ、危機管理体制を整えます。
- 「運動部活動指導資料」等の活用、科学的トレーニングやスポーツ医学に基づくなどして、生徒の技術の向上や生涯を通じてスポーツや文化・科学等に親しむ基礎を培うことを目的とし、効率的な活動を行います。

◆適切な休養日等の設定について

- 学期中の休養日は、週当たり2日以上を原則とします。
- 週休日の休養日は、週末どちらか1日を原則とします。ただし、練習試合、合同練習、公式戦、発表会等を控えている場合、年間休養日の週平均が2日以上となるよう、他の日に振り替えます。
- 定期試験1週間前及び定期試験中（最終日は除く）の活動は原則禁止とします。
※原則以外：公式戦や校長が認める対外活動が定期試験直後に開催される場合等
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度を原則とします。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準ずる扱いを行い、長期の休養期間を設定します。